

政令第七十三号

原子力損害賠償支援機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第五十九条第五項及び第六十条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

原子力損害賠償支援機構法施行令（平成二十三年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、当該納付金の額の二分の一に相当する金額については、翌事業年度の一月三十一日までに国庫に納付することができる。

第四条中「二兆円」を「四兆円」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。